

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第14号 第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第14号第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 報告第14号第3期大槌町障がい福祉計画策定に係る報告につきましてご説明申し上げます。

計画書につきましては、お手元にお配りさせていただいているところでございますが、便宜、報告書の概要をまとめた資料により説明をさせていただきます。

それでは、報告第14号の1ページ目をお開き願います。

初めに、計画策定の趣旨でございます。

この計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づき、市町村におきまして障がい福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業を計画的に実施することを目的として策定しなければならないとされているものでございます。

次に、計画の期間等についてでございます。

本計画は、全国の市町村が同じ計画期間のもと策定することとされておりまして、第3期の計画につきましては、平成24年度から26年度の3年間とされているものであります。したがって、本来であれば平成23年度中に策定する必要があるものでございますが、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村については、本計画の策定期間について、その実情に応じ、弾力的な取り扱いを行っても差し支えないものと国からされていたものでございます。

次に、計画で定めた事項についてご説明をいたします。

この計画は、国から示された計画の基本指針を踏まえまして、第1章から第6章までの構成といたしております。

第1章では、計画の基本的理念等について記載してございますが、障がい者等の自己決定と自己選択の尊重、障がい福祉サービスの制度の一元化、地域生活移行や就労支援

等の課題に対応したサービス基盤の整備の3つ基本理念を掲げております。

第2章では、昨年12月に実施いたしました障がい福祉アンケートにより把握した障がい者等の状況等について記載しております。

第3章では、地域生活への移行や就労支援の課題に対応する平成26年度までの目標値について記載をいたしました。施設入所者の地域生活への移行、入院中の精神障がい者（児）の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値についてそれぞれ掲げてございます。

次に、第4章では、平成24年度から平成26年度の各年度における障がい福祉サービス等の見込み量とその確保方策について、サービス種別ごとに記載しております。

なお、平成24年度の数值につきましては、見込みではなく実績値を記載しているものでございます。

第5章では、障がい者施策全般の転換について、これまでのアンケート調査の結果や目標値の設定などを踏まえまして、相談支援、権利擁護体制の充実など5つの課題や方向性について記載してございます。

また、第6章では、町内関係機関との連携強化等、本計画の推進体制及び計画の達成状況の点検評価の方法について記載しております。

本計画の策定に当たりましては、町内の関係者等で構成いたします障がい者計画策定委員会を本年9月と11月に開催いたしまして、計画案についてのご意見を頂戴しているところでございます。

また、10月17日には、総務教民常任委員会において、計画中間案のご説明をさせていただいております。その後、10月下旬にパブリックコメントを実施いたしまして、2ページにございますとおり中間案の対するご意見を頂戴しておりますが、いただいた内容につきましては既に中間案に記載していることから特に修正の必要がない旨、11月に開催いたしました策定委員会についてご了承をいただいているものでございます。

本日のご報告をさせていただいた後、正式に計画を公表することといたしております。以上、ご報告いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（阿部六平君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求められておりますので、この際、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、本案のとおり適任者と認めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、適任者として認めることに決定いたしました。

○

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（阿部六平君） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。野崎重太議員。

○12番（野崎重太君） 個人的にこの方をどうのこうのというのではないですけども、実際的にうちのほうのお寺さんの和尚さんなんですよ。そして、町方、種戸、小鎚は関係ありませんけれども、赤浜から吉里吉里、浪板が一つの檀家ということで今やっています。

人間的には立派な人でありまして、別に文句はないんですけども、ただ、宗派のほうの役員もしているという関係で、さまざま忙しい面が多々あります。そして、これを見るとおり、ここだけではなく保護司もやったり、さまざま人権擁護もやったり、まして教育委員もやったりというような状況で、実際的に私が言いたいのは、結婚式というのは、日程が、日取りが決まりまして、いい日旅立ちということでやるんですけども、仏の場合は日程が決まっていないんです。いつ出るかわからないのが仏なんです、正直言って。だから、檀家の方々は、それこそいい日に葬儀でも何でもやりたいなと思うんですけども、和尚さんの都合で日程がとれないというような状況があります。これは檀家の人たちが物も言えないで黙っていますけどもね。ただ、私は、この個人的にいい悪いじゃなくて、推薦する町側のほうでも、そういったところをさまざま鑑みなが

らやっていただければ、私は檀家があつてお寺だと思っています。お寺があつての檀家ではないと思っていますので、なるべくならば檀家の人たちが、不意に起きるそういう祭り事がいつでもやれるようなそういう体制にとつていただければなというそういう思いで今言っているんですけれども、個人的には反対とかそういうことではないです。そういうことも鑑みながらこれからの人選はやっていただきたいという、そういうことだけです。

○議長（阿部六平君）　そういうわけです。

質疑を終結いたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員として議会の意見を聞いて推薦する候補として適当であるかどうかの意見を求めておりますので、この際、諮問の趣旨に鑑み、討論を終結し、本案のとおり適任者と認めたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君）　ご異議なしと認めます。よつて、本案は適任者として認めることに決定いたしました。

○

日程第4　議案第94号　職員の修学部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君）　日程第4、議案第94号職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君）　議案第94号職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

条例をお開きください。

第1条では、本条例の趣旨を明記しております。

第2条では、職員の修学部分休業の承認については、1週間当たりの通常の勤務時間38時間45分の2分の1を超えない範囲内としております。

なお、取得は5分単位としております。

第3項においては、期間は2年としております。

第3条では、修学部分休業をしている職員の修学部分休業の取り消しに関して規定をしております。

第4条では、修学部分休業の承認を受けている職員の給与は減額の取り扱いとすることを規定しております。

第5条では、この条例の施行に関して、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則では、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

なお、職員の修学部分休業については、公務の運営に支障がなく、かつ当該修学が修学する職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときに任命権者が承認するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 1つだけ質問させていただきます。

これは本人のスキルを高める意味でも大変すばらしいことだとは思いますが、万が一、学校に通って、単位を取得できず、卒業できないと、修了証をいただけないとなった場合はどうなるのでしょうか。その辺をお聞かせ願ひます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） この部分については、修学という部分はありますけれども、スキルアップということになります。聴講という形で考えております。大学に入ることではございませんので、その部分で自分のスキルを高めるということで位置づけております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第94号職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第95号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第95号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第95号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条では、本条例の趣旨を明記しております。

第2条では、職員の高齢者部分休業の承認については、1週間当たりの通常の勤務時間38時間45分の2分の1を超えない範囲内としております。

なお、取得は5分単位としております。

2項において、高齢者と定める年齢は56歳としております。

第3条では、高齢者部分休業をしている職員の高齢者部分休業の取り消しまたは休業時間の短縮に関して規定をしております。

第4条では、休業時間の延長の承認について規定しております。

第5条では、高齢者部分休業の承認を受けている職員の給与は減額の取り扱いとすることを規定しております。

第6条では、この条例の施行に関して、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則では、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

なお、職員の高齢者部分休業については、公務の運営に支障がないと認めるときに任命権者が承認するものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 議会はおもしろくやりましょうよ。何もそうかた苦しくやらないで、そのために言うんですけれども。56歳といえばまだまだね、私、今70になるんだけど、後藤議員は70以上で、早く死んでほしいというような、そういう言い方になるかもしれませんけれども、町長さんだって、定年になって実際的にもう60過ぎている人なんだから、実際的に高齢者の部類に入るんだけど、例えば町長さんとか副町長さんたちが何かのときにそうなったときは、その辺のところをどうやっていくのかなという。特別職だからいいんだという言い方もあるかもしれないけれども、そのときの考え方。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） これはどこまでも一般職になりますので、特別職である町長は対象にはなりません。

○12番（野崎重太君） 対象にならないと。ああ、そうですか。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第95号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第96号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第96号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第96号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

第23条の災害派遣手当について、改正前の句点を削除し、「又は」を「もしくは」に改めるとともに、「又は」を「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号第56条第1項）の規定に基づき、復興計画の策定等のために派遣される職員」を追加し、「大槌町の区域に」の後に、「又は近隣自治体」を追加するものであります。

また、別表第二の区分において、「大槌町の区分」の後に「又は近隣自治体」を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この「近隣自治体」というこの定義についてお聞きします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今般の東日本大震災津波においては、応援していただく職員が町内に宿泊できない状況がありまして、近隣自治体のほうに仮設とかアパートとかを

借りて入っていただいております。こういうことを想定しながら、町内だけでなく近隣自治体にも宿泊できるというようなことでの条例改正であります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） では、今の質問に関連しますけれども、現在派遣をしてくだわっている職員の中で、大槌町内にいまだ居住できてない職員さんというのは何名ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 約20名ぐらいと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） きのうの資料の中でも、仮設住宅がデータだけで50、60あいていような状況もあるんですが、このほかから来ている人が、わざわざほかの市町村から通うのではなくて町内の仮設住宅に入ることは、行政職はいいんですよ。一般はだめだけれども。そういうような、例えば本当はかわってほしくないけれども、3月異動だったり、12月にもまた帰られる職員もいるかどうか、また4月になれば、かなりの相当数の職員さんの入れかわりがあるというふうに聞いていますけれども、そのように調整は、今後は、ほかから来ている人を減らすようにして、できるだけ町内に住んでいただくようなことというのは考えているのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） やはりその辺は考えていきたいと考えていました。タイミングはやはり異動時期に合わせながら、あいている近いところに移動していただくことが一番いいと思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 何回も議会でこのようなことは発言されているはずなんですよ。やはりきちんと肝に銘じて、やっぱりこういう小さな町だから、仮設使えるものなら仮設を使わせるようにして、地元人間を置くようにしないと、やっぱり将来のことが危ぶまれます。肝に銘じて今のことは実行していただきたい。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） はい。きちんと今度の3月のところの異動の際には、そういう手続をしながら町内に、なるべく職場に近いところに住んでいただくように手配をしたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第96号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第97号 大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第97号大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（今 俊晴君） 議案第97号大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

お手元の議案第97号の2枚目以降、新旧対照表をお開き願います。

今般の変更は、平成25年3月30日に交付されました地方税法の一部改正に伴いまして、延滞金の利率の見直しを行おうとするものであります。

第1条は、大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。

附則第3条は、同条例の第6条第1項に規定する延滞金の割合の特例について規定しております。

延滞金の利率につきましては、原則、納期限の翌日から1カ月を経過する日までは年7.3%、それを超える期間につきましては年14.6%となっておりますが、附則による特例といたしまして、現行では、年7.3%の部分につきましては、前年の11月30日を経過する時点での日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合と比較し、どちらか低いほうを適用することとなっております。

今回の改正案では、年7.3%の部分に対しましては、特例基準割合に年1%を加えた割合と比較してどちらか低いほうを、また、14.6%の部分につきましては、同じく特例基準割合に年7.3%を加えた割合と比較してどちらか低いほうを、それぞれ適用するこ

ととしているものであります。

この改正案における特例基準割合と申しますのは、租税特別措置法の規定により、前年の12月15日までに財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年1%の割合を加算した割合のことを指すものでございます。

続きまして、第2条は、大槌町介護保険条例の一部改正でございます。

附則第6条は、同条例第7条第1項に規定する延滞金の割合の特例について規定するものであり、特例の内容につきましては、先ほどの後期高齢者医療の場合と同様でございます。

次に、附則についてでございますが、施行期日については、平成26年1月1日とするものであり、経過措置といたしまして、変更後の規定は平成26年1月1日以降の期間に適用し、その前の期間についてはなお従前の例によることとするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第97号大槌町後期高齢者医療に関する条例及び大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第98号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第98号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第98号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

平成26年1月1日をもって、雫石・滝沢環境組合が滝沢・雫石環境組合に名称変更することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約別表第一及び別表第二において、所要の

整備を行うものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第98号岩手県市町村総合事務組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第99号 三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第99号三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 議案第99号三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

議案書に添付しております資料No.1及び資料No.2に基づきご説明申し上げます。

三陸地方拠点都市地域推進協議会は、平成4年に制定された地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく広域的な視点による都市機能の拡充や住居環境の向上などを進めるため、三陸地方拠点都市地域における各構成市町の相互の連携や連絡調整を図ることを目的として、平成6年10月11日に、当時の宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、田老町、山田町、大槌町、新里村、住田町及び三陸町の4市5町1村で構成し、設置されました。以来、三陸地方拠点都市地域基本計画の策定や同計画に基づく事業の実施の調整などの事務を行ってまいりましたが、設置当初に設定された目的がおおむね達成されたと判断されること、職員研修事業を初めとする協議会の事業活動の見直しが課題となっていたこと、全国の地方拠点都市地域により構成され、各地方拠点都市地域における相互の連携や交流を担っていた全国地方拠点都市地域整備推進協議会が、来年3月31日をもって解散することが決定されたことから、本年

6月7日に開催した総会において、本協議会を廃止する方向性を確認したところであります。

本議案をご承認いただきましたならば、今後は、来年1月に廃止に向けた構成市町との協議など所要の手続を行った上で、県知事へ廃止届を提出し、来年3月31日をもって廃止することを予定しております。

また、本協議会廃止に伴い、来年3月に負担金残金を精算し、構成市町への還付手続を行うことも予定しております。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これは平成6年、といいますと、私らがちょうど議員になってから3年ぐらいたったときに、とにかく三陸拠点都市だということで鳴り物入りで、わあすげえな、これから三陸が、そういうものが開発されてよくなるんじゃないかというそういう思いで、大賛成でやった経過があるんだけど、年とったんだか何だかわかんないけれども、こうして今廃止に向かったということなんだけれども、実際的に我々が議員やりながら、この三陸拠点都市構想の中の何をやったのかなと、全然私は記憶がございません、正直言いましてですね。名前だけは立派だったけれども、何かやったのかな、そういうのを目の当たりに思い出すこともできないんですけれども、例えば担当課、これはやったじゃないですか、こういうのもやったんだよというね、とにかくこの三陸に向けて何かあったんだか、津波で流されたって言えばそれまでだけれども、その前にこういうこともやっておりましたよだとかさ、そういうのを何か例をとって報告していただければいいなど。一つの気仙川流域だとか、そういう開発はさまざまなこともやっているんだけど、何かこれはほとんど名前だけで、三陸といえば大きくて、宮古あたりまでずっとなんだけれども、その辺のところ何かありましたらお知らせください。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 本協議会につきましては、構成市町で構成されて、そこで基本計画を平成7年に策定をしております、ただその計画というのは、それぞれの市町村の特徴を集めて、この地域を発展させていきたいと思いますというような趣旨の計画でございます、その進捗管理を行っていくということが協議会の主な業務でございました。

平成4年に法律ができたわけでございます、それに基づいて全国各地域にこういう

地方拠点都市地域というものが設定されたわけですが、この地域が設定されるメリットといいますと、各種支援措置が国から講じられるということで、例えば公共事業の重点実施であるとか、さまざまなハード事業とかを進めるに当たって、こういう拠点都市に指定されていると、より有利に事業の導入を図れると、さまざまなそういった促進策が講じられておりまして、それに基づいて本町でも各種事業を行ってきたものと認識しております。

具体的にどういった事業をこの拠点都市に基づいて行ったかというのは、残念ながら資料が流失しておりまして、細かいところまでお答えすることはできないんですけれども、そういったさまざまな事業をこの指定に基づいて行ってきたであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この件に関しましては、異論はありません。

この構成メンバーを見ますと、住田町を除いては今回の津波で大災害をこうむった自治体でございます。本来であれば、こういう自治体が、いろいろ協力し、協議会等をつくりながら、復興業務に関しまして取り組んでいければいいのかなと思っています。

JRの鉄道復旧に関しましては、一部の自治体でいろいろ働きかけて動いているようではありますが、今回のこの津波です。津波でこの復旧に向けて、この三陸沿岸の自治体が、協議会等をつくりながら、何か国、県等に働きかけている内容等が、組織をつくりましたっけか。それとも、そこら辺ちょこっと、補足で説明してもらいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 協議会的なものかどうかはちょっとあれなんですけれども、震災直後に被災自治体で、復興の期成同盟会というものを組織いたしまして、釜石市が事務局ということで、定期的に国、県等への要望提言活動を行っております。当然各市町村で、被災自治体で復興事業を進めるに当たりまして、さまざまな問題、例えば土地の問題であるとか復興交付金の使い道、使い勝手の問題とかいろいろございまして、それらについて一市町村ごとに個別に要望するのではなくて、やはり共通的な課題も多々ございますので、そういったものを一緒になって実現に向けて取り組んでいこうということで、定期的に集まって、あとは国、県への要望活動を行っているという状況でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） きちんとした組織はまだつくられてない中で、時々案件によっては、協力しながら国、県等に要望活動をしているという今の部長の説明でありましたよね。

町長、これは、やはり各自治体が一自治体で県、国等に要望するよりは、津波で災害を受けた沿岸各自治体が、組織体を、ちゃんとしたものをつくった中で、これから国、県等に働きかけるという構想等も、沿岸の首長さん等が集まった折には、どうでしょうかね。提案して、組織立ったものをつくったほうがいいんじゃないかなと思っています。現に議会においては、市は別なんですけど、東部町村会というものがあって、定期的に、年に1回か2回程度なんですけど、集まった中でいろいろな勉強会等もやっている経過もありますので、そこら辺どうなんですかね、町長。町長としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど総合政策部長が申しましたとおり、この三陸沿岸復興期成同盟会を既に立ち上げて、正式に立ち上げて、この沿岸12市町村の共通した要望事項について、土地の所有権の問題、職員の確保、業者、資材の確保、許認可制度、特区的なところ、さまざまな問題について、共通の内容等に定期的に開催して、そして、要望事項として国、県に申し上げているという状況にあります。

○6番（東梅康悦君） 正式に組織立っているということですよ。

○町長（碓川 豊君） はい、そうです。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 町長さんの言うとおりでと思いますけれども、今新たにこの三陸拠点から、それこそ青森から宮城まで、ジオパークという構想が始まっておりますけれども、何でもいいですけれどもね、とにかくやったからには、それこそ大きい市だとか町だとか、町って同じだけど、市にだけやれるようなそんな状態ではなく、我々の小さいこういう大槌町でも一緒に行動をとるような、そういうジオパークがこれから始まるわけなんで、その辺のところも一つの、何て言うのかな、余り大き過ぎるようなこともあるけれども、そういうようなところもこれからはこの三陸拠点のこういうことも反省しながら私はやっていくべきではないかなと思っていますけれども、いかがです

か。ジオパークについては。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） 本年の秋にジオパークが正式に認定されたということで、今、推進協議会が既に立ち上がっておりまして、そこに本町も構成自治体ということで入って、ほかの自治体と一緒にになってジオパークの普及といたしますか、そういった取り組みを行っていかうというところでございます。

ジオパークにつきましても、今後、交流人口の拡大を図る上では重要な要素であるというふうに認識しておりますので。ただ、大槌だけの資源だけで多くの方々に来ていただくというのは、なかなか難しいところもございますので、広域的な視点に立って、近隣の市町村とも連携をとりながら回っていただくと、そんな取り組みを行ってまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第99号三陸地方拠点都市地域推進協議会の廃止の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時40分

○

再 開

午前10時50分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第10 議案第100号 平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第100号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第100号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）
を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額1億8,660万9,000円の減額は、安渡地区津波復興拠点整備事業用地買収費の減額に伴う震災復興特別交付税の減額等であります。

12款使用料及び手数料1項手数料、補正額288万1,000円は、有線テレビジョン放送施設使用料であります。1世帯1カ月500円で920世帯の6カ月分を見込んでおります。

13款国庫支出金1項国庫負担金、補正額692万2,000円は、障害者自立支援給付費負担金であります。

2項国庫補助金、補正額8億8,406万4,000円は、安渡地区津波復興拠点整備事業に係る復興交付金及び昨年度末の国の経済対策に伴い実施している地方単独事業に対して、その地方負担の約9割相当分が地域の元気臨時交付金として交付されるものであります。

14款県支出金1項県負担金、補正額864万3,000円は、障害者自立支援給付費負担金及び応急仮設住宅等に係る電気料等の共益費負担金であります。

2項県補助金、補正額105万円は、中古ビニールハウスを活用して花卉等を栽培する地域資源再利用型園芸施設導入事業補助金であります。

16款寄附金1項寄附金、補正額9,723万円は、株式会社DHCからの震災の記憶を風化させない事業基金への寄附金等であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額25億8,063万7,000円の減額は、災害公営住宅建物購入費及び安渡地区津波復興拠点整備用地買収費等の東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の減額であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額4,562万8,000円は、前年度からの繰越金でありまして、今回の補正財源としてその一部を計上したものであります。

19款諸収入4項諸収入、補正額2億7,019万1,000円の減額は、災害公営住宅購入費の減額に伴う日本赤十字社東日本大震災復興支援事業補助金の減額であります。

20款町債1項町債、補正額2,091万6,000円は、臨時財政対策債の確定による増額であります。

2 ページをお開きください。

歳出。2款総務費1項総務管理費、補正額9億8,477万5,000円は、安渡地区津波復興

拠点整備事業に係る復興交付金の東日本大震災復興交付金基金への積立金、地域の元気臨時交付金のふるさとづくり基金への積立金及びDHCからの寄附金の災害の記憶を風化させない事業基金への積立金等であります。

6項監査委員会費、補正額6万2,000円は、消耗品費等であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額2,408万9,000円は、障害者自立支援給付費等であります。

3項災害救助費、補正額518万2,000円は、仮設住宅に係る光熱水費であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額143万4,000円は、人件費の補正であります。

2項清掃費、補正額193万9,000円は、リサイクルセンターの燃料費等であります。

5款労働費1項労働諸費、補正額367万4,000円は、過年度分の雇用創出基金事業に係る県補助金返還金であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額706万4,000円は、安瀬ノ沢地区橋梁かけかえ工事及び中古ビニールハウスを利用した地域資源再利用型園芸施設導入事業補助金等であります。

3項水産業費、補正額566万5,000円は、人件費の補正であります。

7款商工費1項商工費、補正額1億6,744万円の減額は、中小企業被災資産復旧費補助金及び大槌町産業復興促進補助金等の15款復興費への組み替えによる減額であります。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額200万円は、街灯の修繕料及び電気料であります。

4項都市計画費、補正額3,023万円は、都市計画マスタープラン作成業務委託料であります。

9款消防費1項消防費、補正額3,650万7,000円は、旧大槌中学校跡地の大槌町消防庁舎用地造成工事費等であります。

10款教育費1項教育総務費、補正額30万3,000円は、奨学資金貸付基金への寄附金の繰出金等であります。

2項小学校費、補正額175万8,000円は、小学校スクールバス燃料費であります。

3項中学校費、補正額104万1,000円は、中学校スクールバス燃料費及び吉里吉里中学校の電気料であります。

4項社会教育費、補正額88万9,000円は、中央公民館等の消耗品費及び修繕料であります。

3ページをお願いいたします。

5 項保健体育費、補正額40万3,000円は、体育施設の光熱水費等であります。

15款復興費 2 項復興推進費、補正額719万3,000円の減額は、都市計画マスタープラン作成業務の 8 款土木費への組み替えによる減額であります。

6 項復興土木費、補正額4,000万円は、旧役場庁舎の一部解体工事費であります。

7 項復興都市計画費、補正額 1 億4,329万円は、安渡地区津波復興拠点整備工事等であります。

8 款復興用地建築費、補正額32億5,671万5,000円の減額は、三枚堂、町方、安渡、赤浜地区の災害公営住宅購入費の年度内執行が見込めないことによる減額及び防災集団移転促進事業との調整による安渡地区津波復興拠点整備事業用地購入費の減額等であります。

11款復興社会教育費、補正額350万円は、仮設安渡公民館として使用するプレハブの賃借料であります。

12項復興支援費、補正額 1 億6,744万円は、中小企業被災資産復旧費補助金及び大槌町産業復興促進補助金等の 7 款商工費からの組み替えであります。

4 ページをお願いします。

第 2 表繰越明許費。款、項、事業名及び金額の順に読み上げます。

8 款土木費 4 項都市計画費、都市計画マスタープラン策定事業、2,303万7,000円。

9 款消防費 1 項消防費、大槌消防庁舎用地造成事業、3,600万7,000円。

15款復興費 4 項復興農林水産業費、さけ・ますふ化場施設整備事業、3 億1,500万円。

15款復興費10項復興教育費、スクールバス購入事業、1,590万円。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表債務負担行為補正、追加。事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

安渡地区津波復興拠点整備事業、平成25年度から平成28年度まで、6 億1,500万円。

仮設安渡公民館賃借料、平成25年度から平成28年度まで、280万円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表地方債補正、変更。起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算の説明と同様であることから省略いたします。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前限度額、2 億6,815万5,000円。補正後限度額、2 億8,907万1,000円。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

4 ページ、第 2 表繰越明許費。進行します。

5 ページ、第 3 表債務負担行為補正、追加。進行します。

6 ページ、第 4 表地方債補正、変更。阿部俊作君。

○5 番（阿部俊作君） 2,000万円ふえて、支払い期間は変わらないわけですか。いつからいつまででしたか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） これは当初予算で、前年度実績等で予算措置している。そして、交付税が確定した時点で臨財債も確定するんですが、それに合わせて増額変更したという格好です。償還期間については、たしか20年の3年据え置きだったような気がします。そこら辺の償還条件は変わりません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3 番（東梅 守君） 私は、細かいことではなく大きいことを聞きたいと思います。

先日、報告の中に、2040年には大槌町の人口が8,100人になるという人口統計が出ております。そういう中で、今復興で予算は膨大な予算になっていますけれども、2040年を見据えた中で、今後の大槌町の財政状況はどういうふうに変化していくのか、その辺を捉えているのかどうか、質問させてください。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） うちのほうでもその10年間なりの財政計画みたいなものをつくってございます。そして、今回、第2期の復興計画の実施計画の見直しがあるわけですが、あわせてその財政計画もつくって試しているという状況になります。それらを合わせて今年度で一緒にそういった計画にすることになります。ですから、そのまま人口の減まではどうかなと思いますが、当然その2年後には国勢調査が入ったり、それらが確定してだんだん人口が減っているのがわかると思うんですが、そういったことも加味しながら、現時点でつくれる状況でつくっているという状況になります。財政計画については、今の実施計画とあわせてそういった部分の見込みを立てることになります。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3 番（東梅 守君） 今復興で、いろいろなところにこれから公共のものも建てられていくわけです。人口が減ったとして、減ったときに、一番財政的に苦勞するのが公共施

設の維持管理という部分になってくるのかなと。特にそういった中で、8,100人に今から25年後にはなるというふうに、2040年にはなるということを見据えながら、この復興計画の中できちっと公共施設の部分、それからライフラインの部分、きちっと計画を立てなければいけないのではないのかなというふうに思います。そのときになって財政難に陥らないためにも、きちっと復興計画の見直しはしていただきたいと思いますが、町長いかがでしょう、その辺。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） この人口減少問題は、大槌町に限らず全国的な問題であって、将来的に維持管理等に大変支障を来すということ。このことについては、維持管理だけでなくいろいろな面で大変な状況にあるんだという思いをしております。したがって、この人口減少は、先日の復興計画の見直しの中で、人口的なことも少し遠くを見たわけですが、復興計画については、あくまでも26、27、28、そして29ということで、残りの5年間を見据えた形で考える。そして、その後将来的に人口が減っていくんだということ考えていかなければならないわけございまして、今回の復興計画で、40年後の8,000人程度の状況ということのインフラを見据えることは確かなわけですが、例えば、公民館が8,000人規模で10あるべきものが5つでいいんだから5つということではなくて、現段階で必要な復興計画、短期、中期的なところで必要なものについては計上していく必要があるかと思えます。

それから、財政計画については、当然ながら、今財政課長も申しましたとおり地方交付税等が影響するわけございまして、それぞれの国勢調査の人口、そして面積的な学校だとか社会インフラの状況等によって基準財政需要額、そして収入額とのバランスの中で地方交付税、そして税収等も含めて予算規模が確定されていく中で、その中で身の丈に合った行財政運営ということで、行政改革等も進めながら、少しずつ縮小した形になっていくんだろうというふうに思います。このことについては、いずれ町一つだけの問題ではなくて、国政としてこれから考えていくべきであるし、また、我々もそういったことについては国のほうにいろいろな面で申し上げていかなければならない事項だと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 過去に災害に遭ってまちをつくり直したところで、いろいろなものをつくってまちを復興したけれども、結果的に人口が減ってしまって、その維持管理

だけで財政を圧迫するという現実にあるわけです。そういう事例の中で、大槌町が本当に先日の8,100人に20年後にはなるという数字を見たときに、愕然としたわけです。確かに、私の中でも、人口は減るんだろうとは思っておりました。これは大槌町だけではなくて日本全国、人口統計の中で出ているわけです。そんな中で、この復興計画だけはきちっと先を見据えた形でやっていかなければいけないものだと思っております。実際にそのときになって、維持費等に財政を圧迫されて、一番大事な住民サービスが滞ることにならないように、ぜひその辺をやっていただきたいというふうに思いますので、そういう部分は私もきちっと今後もこの復興計画の中で見ていきたいと思っております。意見も言わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 今の東梅議員のお話、いかにもいろいろなメディア、いろいろな部分で、先生なるものが8,000人という方向になるのではないかと、それをこの議会で8,000人になる。私は、なると言ったらなってしまうんじゃないかと。そういう方向づけに大槌町はいくんですかと、逆にいつも言っています。だから、この復興に対して、大槌町には何が足りない、公共施設は復興でできます。ではその分で足りない部分、8,000人にならないようにしようとする部分において何が必要だと。この前も議会の中でも出ました。男子型企业も必要でしょう。いろいろなものが必要でしょう。そういうものに対して大槌町は、矛先を向けなければならない。そういうふうに思いますが、町長の意見はどうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今8,000人という人口の数値が、いわば取り沙汰されているわけですが、8,000人にならないように復興計画、これから復興後の諸計画においてもそうならない施策をとっていかなければならないわけです。今、小松議員がおっしゃったような、それはそのとおりだと思います。

この企業誘致については、これからもしっかり取り組んでいかなければならないし、また、町内で起こすほうの起業も当然ながらやっていかなければなりません。企業のなりわいだけでも人口の定着というのは見込めないものであって、医療、福祉、教育、なりわい、そして安心・安全なまち、全て総合的に同時並行的に進めていかなければならない、そのように思っております。したがって、今この復興の中において、単なるものまちに戻すだけではなくて、新しい視点からのまちづくりをしていかなければなら

い、そう思っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 町長、そのとおりです。町長も前に言っているとおり、逆境を逆に考えていい方向に、このぐらい大槌町は、見るも無残です。本当に無残になってます。だからつくり上げる。つくり上げるにおいて、将来は人口が少なくなるんじゃなく、逆に多くしましょうよと、そういう発想。いろいろなところいろいろな種があります。その種を取り入れましょう。議会も誘致企業なれば誘致企業、いろいろなことを考えて、全員で町と議会、大槌町民全員、そして、若い人たちが働ける大槌町をつくるという種があるかもしれません。そういう部分で前向きに、8,000人になるんだ、いや違うというのを、これから言ってほしいと思います。まずこれは私だけの話ではありませんけれども、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。9ページ、歳入。9款地方交付税。1項地方交付税。

12款使用料及び手数料。1項使用料。進行します。

13款国庫支出金。1項国庫負担金。2項国庫補助金。

14款県支出金。1項県負担金。進行します。

10ページ。2款県補助金。2項県補助金。

16款寄附金。1項寄附金。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この寄附金のところで質問させていただきます。

寄附金、震災直後から多くの方から大槌町には寄附金が寄せられているわけです。それで、以前に私がこのことについて質問させていただいて、寄附された方の、できればお名前を教えていただきたいと、一応知っておく必要があるのではないかとということで、相当額の金額以上の人たちの名前は一応あらわされたわけですけど、その後1回きりで、その後来てないという状況があります。これはやっぱりいろいろな人たちからの思いで大槌町に届けられているわけです。

実は、ほかで、大槌町にはこれこれこういうふうによっても何の、正直な話、本人ではないですよ。本人はそういう思いでやっていない。その本人を知っている人が、にもかかわらず何のあれもないんだねというふうな話を聞くときがあるんです。ぜひ、そういったことで、毎月というわけにはいかないでしょうから、忙しい中でのことなので。ただ、ある一定の時期にある程度の公表はすべきなのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 寄附金をいただいた方に関しては、領収証と一緒にお礼状は送っております。そういった状況で、あとはその機会を見て、承諾をいただいた方についてはホームページのほうで公表してございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） よく言われるホームページですよ。だから、インターネットの普及率、きのうもお話ししましたが、大槌町内のインターネットの普及率はかなり低いです。そんな中で、ほとんどの方は見られていないのが現状だと思います。やっぱり多くの町民の目に届く形がふさわしいのではないかというふうに私は思うわけです。

寄附金のところなので、あわせて収入ですけれどもやらせていただきます。

実は、前に、中西豊子さんという方から多額の寄附金をいただいているわけです。この多額の寄附金、この方は看護師さんをやられて、自分の生涯かけてためた財産を全部、大槌町の子供たちのために使ってほしいという思いで届けていただいたわけです。ただ、私が思うに、残念なことに奨学資金の基金に繰り入れられたと。通常のね。できればこの方の思いを残すためにも、この方の名前をつけた基金にして、この方がずっとやってきた看護師、医療系の学校に進むとか、そういった方の奨学金にしたらどうなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） 今東梅議員がおっしゃったとおり、非常に多額の寄附を頂戴いたしまして、子供たちのためにということで、大変ありがたいことだと思っております。

今、いただいたお金につきましては、議員が今おっしゃったとおり、奨学資金の貸付金の基金のほうに入っております。もし仮にですけれども、基金を分けるということになりますと、使い勝手と申しますか、子供たちが勉強する際の助けということで一本化しておいたほうが、使い勝手が非常に子供たちにもいいのかなと思っております。基金としては一本で管理させていただきたいと思っております。ただ、かなり多額の寄附でもございますし、何らかの方法で子供たちにこういうふうな方がいらして、大槌の子供たちのためにこれほど多額の寄附をいただいたということは、何らかの形で周知してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） なかなかこの周知も、最初のうちはこの方のこういうのがあったんだよというのはわかるんですけど、年数を経るにしたがって、それも消えてしまうのではないのかなと。何らかの形でこの人の思いを形にしてあげることが、基金に寄附してくれた方の思いに通じるのではないのかなと。決して少額の金額ではないので、寄附に関しては少額も高額もないですけど、ただ、通常考える以上の金額というふうに私は考えます。特にその方がまだ生きていらっしゃるというのであれば別ですけど、自分が生涯をかけた財産全てをそこに寄附してくれたという、このことは大変重く受けとめなければいけないのではないかなと思います。ぜひその辺を検討していただけないものでしょうか。どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（早坂 寛君） まさに今東梅議員おっしゃったとおり、お亡くなりになったということで、一生かけて築き上げた非常に貴重な財産、大槌の子供たちのために頂戴するということは、非常に重いことだと思っております。

一方で、その子供たちが勉強するための資金としての使い勝手のよさということも、私どもとしては考えなければなりません。重ねて東梅議員がおっしゃったとおり、何らかの形、風化しないような形で、中西さんのお名前を子供たちに伝えていくということで、重く受けとめまして、何らかの方策を考えたいと思います。ご容赦いただければと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。17款繰入金。2項基金繰入金。

18款繰越金。1項繰越金。

19款諸収入。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 諸収入のところで日本赤十字の名前がありますので、日本赤十字さんから寄贈された備蓄倉庫を町内6カ所に設置したという報告がありましたが、この場所はどこなのか、お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今、資料を持ち合わせておりませんので、別に報告いたします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それでは、設置された中について質問させていただきます。

これは、災害時に使うものであるわけです。災害時に、ここには発電機も備えられて

いるということですので、設置した地域の人たちにもきちっとそういったものの使い方であるとか運用の仕方を周知してあるのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 大槌高校のほうでは、地域の方々と一緒に設置の場所とか内部に入れるものとかを相談しながらやっています。ただ、ほかの部分では、まだそういう部分ではありませんので、備蓄にかかっても同じですけども、きちんと地域の方々と話し合いながら、使い勝手がいいような形にしていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ、早急にそれはやっていただきたい。なぜかという、災害はいつ起きるかわからないということなので、ただ設置して終わりではなくて、早急にそれに対応できるように地域の方と、せっかくあって、いざ使おうと思ったら誰もわからないということのないように、お願いをしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） しっかりと広報はしますし、地区の方々、住民の方々としてしっかり連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 関連して、備蓄場所が総務でまだわからないということであれば、使う計画等も出ていないと思うんですけども、今復興基本計画の見直しで、各地域なんか混乱しておりますので、早急にと、年内は忙しいと思うんですけども、どこにあって、どういうものを使うか、災害のときに管理者というのは、消防団を含め地域、自治会、そういう面はすぐに把握できると思いますので、その方向で早く、災害が起きたときにすぐに対応できるような体制をとれるようにお願いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） その辺は防災関係団体等と情報の共有を図っていききたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。20款町債。1項町債。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 先ほど地方債補正の中で、30年後、人口が8,000人くらいになるということで、財政の健全化というお話がありましたが、現在の町債の残高はどのくらいで、例えば5年前と比較してどうなっているのか。今後、復興が終わるころまでの見通しというか推移、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部次長。

○総務部次長（澤館和彦君） 24年度末で大体64億円ぐらいです。一番ピークだったのは平成16年で、79億から80億近くございました。そのときは、今64億と言ったのですが、臨財債が大体4割ちょっとぐらいあります。27億ぐらいでしょうか。それを除くと大体37億ぐらいです。建設事業債で37億ぐらい。ということは、もともと80億あった16年、当時は臨財債ないのですが、建設事業債だけで80億あった。それを37億まで建設事業債を減らしてきたという状況にあります。

今、復興事業が終わるころという話なんです。復興事業に関しては、復興交付金等は大体震災特交になっています。ですから、起債することはまずない。今の臨財債みたいなものが一番多くて、そういったものを借りられる。ただこれは、100%交付税算入で、元利償還金については国から交付されるものですから、これは単独で負担するようなことはないのですが、ただ、実際の話、現在で37億ぐらい。建設事業債でそのぐらいだと。それについては余り変わりはないだろうと。償還するほうがむしろ多いかなというふうには思っています。

○議長（阿部六平君） 進行します。歳出。2款総務費。1項総務管理費。進行します。6項監査委員費。

3款民生費。1項社会福祉費。進行します。3項災害救助費。

4款衛生費。1項保健衛生費。2項清掃費。進行します。

14ページ。5款労働費。1項労働諸費。

6款農林水産業費。1項農業費。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 農林水産業費で聞きたいのですが、復興、復興と、復興のことだけ一生懸命やっているのではないかなと。農家の人たちもみんな懸念はしていましたけれども、やっぱり実際こういうところで地域の橋梁の工事をやってくれるということで、これは非常にありがたいと私も思っております。

まだまだ土橋みたいな橋が結構あちこちにありますので、何とか少しずつでも、復興からかけ離れてはおりますけれども、一般の事業のほうもそつなくやっていただきたい。大体これで、農林課のほうで、いつころ工事に入っていくかわかりますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 今回の補正予算を踏まえて、年度内に完成できるようにすぐに着工したいと思っております。

- 議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。
- 9番（金崎悟朗君） 渇水期に入ると思いますので、順調な工事の立ち上げをやっていただきたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 阿部義正君。
- 13番（阿部義正君） 今の話に関連しますが、金崎さんも復興だけではなく両在のいろいろな面の復旧図が、橋のかけかえ工事しなければならないところは順次やってほしいというそういう話がありましたが、この橋の場所、安瀬ノ沢に入って川向かいに民家がある最初の橋の工事だと思いますが、もうちょっと上流のほうに行くと、似たような図が、そういう橋もあります。例えば、安瀬ノ沢の地区で1カ所やって、似たような橋のところを手をつけないというか、そういう状況ではまた地域の人から不平というか、感情的な面もあると思いますので、やるときは順次、その地域を片づけるような感じでやってほしいと思いますが、いかがですか、
- 議長（阿部六平君） 産業振興部次長。
- 産業振興部次長（阿部幸一郎君） 議論されている今回の橋は、安瀬ノ沢に入ってから安瀬ノ口橋から一番最初の橋でございます。実はこの橋自体は、昭和45年ごろにつくられた橋のようですが、その上流側のほうにも何カ所か橋はあるのですが、実はそちらのほうの橋については、年度はわからないんですが、改修工事が一応済んでいる橋で、実は今かけている橋の中では、今回かけかえする橋が一番古い橋でございます。他の地域のほうにつきましては、状況を見ながら、今後も地域の方々のお話を聞きながら検討してまいりたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 東梅康悦君。
- 6番（東梅康悦君） この橋の関係は異存がありません。
- ちょっとお聞きしたいんですけど、普通橋であれば、土木のほうの橋の部門かなとも考えたんですけど、聞けば農業サイドのほうの予算から出るということで、これはこれでいいんですけど、どこを境に、例えば沢にかかっているような橋であれば農林サイドのエリア、あるいは本当の川にかかっているのであれば土木サイドのエリアというような分け方なのか。それとも、長さとか幅とかによってこれがあるのか。あるいは周囲に農地の割合があることによって農業エリアの予算なのか。そこら辺を、どういうふうな分け方をしているのかということをお尋ねいたします。
- 議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 今回の橋かけかえにつきましては、地域の方々からの要望もございました。当初は町道の絡みもあって、そちらのほうの担当部署のほうにも要望が行ったようなのですが、町道には、まだあそこの部分は認定されていないというところもございまして、実際には農業、水田等が橋を渡ってありますので、その含みもあって農業の施策のほうで橋をかけかえるという形になりました。

○議長（阿部六平君） 進行します。3項水産業費。進行します。

第7款商工費。1項商工費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 商工費の部分でお尋ねをします。

以前、大槌町の商工会のほうに観光協会、物産観光協会ですか。あったやに思うんですが、今現在は大槌町のほうに返されたということで、商工会のほうを担当していないというふうに伺っているのですが、それはそうなんですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 今、東梅議員からご指摘ありましたとおりでございまして、観光協会というものが、商工会のほうに事務局を置いて震災前はずっと活動されてこられたと。これについては、町内の商工事業者さん、およそ100の事業者さんあるいは団体が加盟されていたというふうに承知しております。

震災を契機といたしまして、商工会のほうから、本業の商業の再開、そういった業務のほうで非常に集中して出てきているということで、なかなか観光業務のほうに着手できないというような事情があるということで、一旦その事務局の機能というような部分を町のほうにお預かりいただきたいと、そのような申し入れがございまして、今、商工労政課のほうで形式的にはお預かりしているというような形をとっております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 実は、いろいろな商店さん、徐々に商売を始めているわけです。それで、夏からこの秋、冬にかけて、都市圏、例えば東京であるとか大阪であるとか、今被災地の物産を集めた何々マルシェという形のイベントが大変盛んに行われているわけです。それで、そこに、実は大槌町から個人の方が出店されていたりもしています。実はこの観光の部分を使って大槌町をもっとPRできれば、もっと物も首都圏にPRできて売れるはずなのにどうしたものかと。今、観光課はどうなっているんだという話をされました。

これが実際に先日の大槌で行われた大きなイベントであれば、鮭まつりなわけです。

これも大槌町もかかわっているんですけど、そこに観光協会は一切出てこない。出てこないというのは名前が出てこない。果たしてこれでいいのかなと。どこがきちっとそれをやるのか、商工会がやるのか、商工会にやらせるのであれば商工会、町のほうでやるのであれば町のほうでやる。しっかりやっついていかないと他の市町村、この被災地の中で出おくらせてしまうのではないのかなというふうに感じるわけです。その辺どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議員ご指摘のとおりでございまして、現在、首都圏あるいは県外などでもさまざまなイベントが行われているということで、当然私どもにそういったお話をいただいて出店をお願いするという、委託のような形で物産品の販売あるいは大槌のPRといったようなものを委託しているというような事業も進めております。

観光協会のほうにつきましては、形式上私どものほうでお預かりしているというようなどころもございまして、現在、関係者の方々を通じまして、正式な、改めてという形も変なんですけれども、大槌町の観光協会というような形で再び活動が進むように、そういったところの取り組み、今関係者の間での調整という段階を図っておりますけれども、こちらにつきましても早急に進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 出おくれることはよくないので、ぜひ、これはきちっと、町がやるんならやる、どこそこがやるならやるでいいので、これは早急にはっきりさせて動かなければいけないのではないかなと。ただ、商工のほうも人材、人材と言えば大変失礼ですけども、人数が少ない中で頑張っていらっしゃるのも私も承知しております。それで、いろいろな大槌のこの水産物、特に振興していく上で、今、本当に人数が足りないのではないのかなというふうに私も心配しているわけです。ただ、他の部署も人が足りないという現実もあります。できれば早く観光協会はもとの形の協会として運営できるように、町のほうがそこにサポートという形で入れるような形ができれば一番いいのではないのかなというふうに思うわけです。ぜひ、その辺をきちっと早急に形にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 私がここで聞きたいのは、総合政策のほうも関係あると思いますが、まちづくりをする上で、今、北小の商店街のことがマスコミ等でも取り沙汰されて、御社寺ふれあいセンターの近くの新しいまちづくりのほうに出店するしないで、

結構中で論議が交わされています。これについてどう動いていますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 現在の北小の仮設商店街の皆様からは、当初大槌商工会のほうで商業の再建のプランをおつくりいただいた際には、町方、中心市街地をまず第一の候補というようなことで、そのエリアに商業集積というようなことをご提案をいただいております。その議論の過程の中で、北小の商店街の皆様の方から、独自案というような形になるかと思いますが、北小の現在の場所に集合店舗のような形でそのまま営業継続させていただきたいというようなご提案も頂戴しているところでございます。

町のほうといたしましても、現在、中心市街地、町方地区を中心に土地区画整理事業なども絡めまして、どのような町の配置をつくっていくかというところの議論が進んでいるところでございます。当然そういった議論の中には、商業エリアをどのように持ってくるのか、そういったところの話し合いも同時に進められておりますので、その辺の議論の進みぐあいなどもよく見ながら、北小の皆様にも、当然中には町方のほうに戻ってきたいというようなご意向の方も相当数いらっしゃるというふうにも承知しておりますので、その辺、戻りたいという方が、なるべく商業をする上でご希望される土地のほうでご商売を再開できるように、そういった形を第一のスタンスとして進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 私も向こうに行って、あちこち歩いて聞いていますけれども、結構こっちに戻ってきたくないという商店の方が多い。これは2桁はいると。そうなった場合、商工会として話をして、まちづくり、向こうの御社寺のところとかと考えたとは思いますが、そのときでも既に、もうこっちに来たくないという数が相当数あったのさ。だから、そこがある程度そういう、確かに民主主義だから、多数決ではないと思いますけれども、必ず少ない人たちの意見も取り入れなければならない。ただ、そういうのがある程度なおざりになったままで進めてきた方向だと思います。やはり、今残ろうとして考えている人たちの考え方ももっと聞きながら、ちゃんとした方向性を見出さないと、今の北小の商店街の人たちもしっちゃかめっちゃかになるのではないかなと、そう感じますけれども、どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 北小の皆様の中の議論という部分につきましては、私ど

も商工労政課の職員も一緒に入りながら、どのようなご意見をお持ちかというところを丁寧に伺いながら進めさせていただいているところでございます。議員お話しいただきましたとおり、やはり商工会が計画をつくった時点からある程度の時間が経過しております。当然この後も実際に商店を建てることのできる段階になるまで、まだ時間がかかる状況でございます。そういった中で当然商店主様お一人お一人、考え方も変わってまいりますし、町の環境も変わってまいりますので、そういったところは私ども丁寧にご意見あるいはご意向を伺いながらその商業集積、あるいは商業の本節再開の場の確保に向けて進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 確かにそれはそうしていただきたい。それと、今、取り沙汰されている防波堤の問題もあるんですよ。今度防波堤が14.5がどうのこうのという話も出ているので、ますますこっちに来たくない。そういうのも出ているんですよ。だから、それは行政として、県、国のほうへどこまでやる気があるんだかないんだか、これも行政としても聞いていかなければならないことだし、やってもらわなければならない。14.5の高さで計画したものだから、これは守ってもらわなければならないんですけども、そういう話が出ると、ますます商店街の人たちも疑心暗鬼になるので、もう少し足を運んで、皆さんと話をしながら進めていただきたい。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議員お話しいただきましたとおり、まさに足を運ぶというところ、これが特に今私ども現在行っている業務においては大切なことであろうというふうに考えております。仮設の商店街につきましては、北小以外にも町内、北小を含めて7カ所、全部で80を超える事業者の方が、仮設施設での営業を余儀なくされているという実態がございますので、この辺につきましては我々も真摯に、丁寧に取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。8款土木費。2項道路橋梁費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 先ほども橋の話が出ましたけれども、ここで橋の話を再度させていただきます。

大槌町内、至るところに老朽化した橋が見られるわけですけど、現在改修をしなければいけないのではないかとと思われる橋はどの程度あるのか、把握しておりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 現在17は改修予定で計画しておりますけれども、正確な数字はわかりません。15メートル以上が35橋ぐらいあったと思うんですけれども、それについては順次、本年度の計画後はまた修繕の計画を立てていかなければならないと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それで、近くのことなので余り言いたくないんですけれども、山岸橋、大変交通量がふえております。向かい側に仮設住宅ができたことにより、前々から大変山岸橋は老朽化が目立っており、大変心配されていた橋だったのです。仮設ができて、交通量が大変多くなったということで、余計心配されるような状況なわけです。あれはもう耐用年数、もしかしたら過ぎていてはないのかなというふうに私も思うわけです。それで、それはこの17の改修という中の一つに入っておりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 山岸橋のほうは、補修及び修繕の計画は入っている橋と認識しております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひ早急に手当てをしていただきたいなど。本当にいろいろな橋があるわけなんですけれども、山岸橋は、大変構造上も、見た目にも弱い構造ではないかなというふうに私は見ておりますので、ただ専門家ではないのでわかりませんが、ただ見た目でそういうふうに見えますので、ぜひ現地を見ていただいて、早急に改修をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今、東梅議員が山岸橋の話をしましたけど、その山岸橋を渡って仮設住宅がたくさんあります。あれは平成10年前だったと思うんですけど、ふるさと農道事業であそこは整備され、舗装されました。その当時は、現在のような状況下は想像できないものでありましたので、道路幅、そしてまたごみステーション等の場所に車のすれ違うちょっと広いところがあります。若干その中間にも車がすれ違うほどのちよっとしたふくらみがあるわけでございます。今言われたとおり、仮設住宅があり、交通量もかなりふえています。なおかつ朝夕には子供たちが歩いております。この間は、狭い道路が理由なのかもしれませんが人身事故がありました。やはりその和賀あたりだけ

ではなく、例えば神尾地区においてもそういうふうな仮設住宅が立地しているところは、道路幅がそれを想定してつくったわけではありませんので、今の交通状況においては危険だと。ですので、道路全長を拡幅するのは無理な話なんでありますが、ところどころに車がすれ違うようなところをつくれば、もうちょっと車の往来も結構安全にできると思うし、なおかつそこら辺を歩く子供たちを含めた健康のために歩いている大人の方々もかなり安全性が高まると思うんですけど、そこら辺はどうですか。検討してやったほうがいいんじゃないかなと思うのですが。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 今年度、支援室のほうから1カ所要望いただいて、もう工事完了しておりますので、要望いただければ物理的に設置可能かどうか判断した上で、財政当局とも詰めて、その辺は対応していきたいと思います。（「では要望します」の声あり）

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今、東梅議員も言いましたけれども、各仮設を回ってきたときその話も出ていますので、後でそれは出してあります。

それと、今私言いたいのは、仮設に行く人たち、私もスピード出すけれども、結構スピードを出しているのは間違いないですよ。だから、最近事故が多くなったと。それに引きかえ、最近こうして見れば道路標示が見えないと結構苦情が出ています。ちょうど、こっちは県道だからいいけれども、小鎚線のほうは町道なので、この道路の十字のペイントをもう少しはっきりつけてもらわないと、感覚で走っている人が結構いると。だから、これを早く、さっきの話ではないけれども山岸橋のあたりも当然色がもう薄くなっているので、早くこの道路標示をしていただきたいと。結構苦情ありますので、その辺よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 今、議員がお話しされた部分について、再度現場のほうを確認して、早急に対応できるように対応したいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。4項都市計画費。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 都市計画費マスタープラン3,023万、この内容を教えていただきます。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 内訳でございますけれども、まず都市計画マスタープランの改定といたしまして719万3,000円ほど。また、それに伴う法定手続の変更図書策定業務といたしまして1,371万6,000円ほど。また、それらに伴う地区計画の策定業務というものもございまして、そちらのほうに、おおよそですけれども932万1,000円ほどを見込んでおります。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） そうしますと、都市計画、これは大槌町全体という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 都市計画区域に指定されている範囲の全域というふうにお考えいただいでよろしいかと思えます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） これ、委託先は復興株式会社でしたっけか。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 現在、今年度実施している都市計画マスタープランの改定のほうの業務につきましては、入札の結果、千代田コンサルのほうと契約を結ばせていただいております。

○議長（阿部六平君） 進行します。

1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時54分

○

再 開

午後 1時10分

○

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○議長（阿部六平君） 午前中の会議で答弁の保留がありましたので、答弁をさせます。総務部長。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 先ほど東梅 守議員のほうから、日本赤十字からの防災倉庫の贈呈についてのお話がありましたのでお答えいたします。

配置場所につきましては、6カ所ということで、一つは桜木町保健福祉会館、白澤伝

承館の近辺、大ヶ口多目的集会所、上京稲穂館、岩手県立大槌高等学校、吉祥寺ということで、倉庫のほかに防災資器材も配備になっております。全体で2,000万円の寄贈という形になります。以上であります。

○議長（阿部六平君） 9款の消防費から入ります。1項消防費。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 消防費ということで、この間の復興対策特別委員会で説明は受けましたけれども、確認のために質問したいと思います。

敷地の造成も入って、車両のGLが屋敷前の公営住宅のフロアレベルになるということで一安心しているところです。そこの説明の中で、消防署ではなくて団との関係の中で、道路を挟んだ向かいのあたりに消防団を持つ消防団の本部を設置するような計画もあるやに聞きますけれども、そこも、例えばフロアレベル、消防署の消防車両のフロアレベルからは大分下がっているんですけども、そこら辺もやはり盛土をすとかという今後の計画について伺いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（藤原幸男君） 当然川向かいから橋が通ってきまして、道路が大ヶ口から町方へ抜ける道路につながりますので、そこに面したところに建設を希望しておりまして、そこよりレベルが低いということはありませんと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 予定どおりいきますと、1月から8月までが造成工事になるわけですね。ここら辺、橋がいつできるのかという話もあると思うんですけども、大体この消防団の本部がいつごろという時期みたいなもの見通しみたいものはあるんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（藤原幸男君） 復興の工事との折り合いがまだついておりませんで、見通しについてはまだ立っておりません。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私も手を挙げます。消防の部分で関連づけてということなんですけれども、まず、芳賀議員も言ったとおり、あそこの部分に消防署、消防団のものができるといことで、今度は部ということ、町方は1分団の1部、2部、3部とありますといことで、1部と3部は大体決まっています。2部という部分に対して、あそこの場所からあそこの場所でないのかというのを含めまして、これは部のあり方についてな

んですよ。部は、消防団員で構成になっているということで、非常時というときは昼間だけではないですよ。いつ何どきかということで、団員の家にいる部分も多い時間とか夜間とか、そういう部分のあれも配慮した位置にしてほしいということで、2部の場合は大ヶ口地域の団員もかなり多いよと。柵内地区にもおりますと。そういう部分の把握の中から位置というものを考えてほしいが、当局の考えはいかがなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（藤原幸男君） 議員さんおっしゃるとおりでございます、集合するためには車で来る方もいらっしゃいますし、今後復旧する屯所については、ある程度の駐車場もとれる形で要望をしております。1分団、町方の1部、3部については、大体決定といたしますか、めどはつきましたけれども、1分団2部については、地元の要望が大ヶ口ということでありまして、その件について消防団本部とも協議いたしまして、もしかすれば旧1の3さんと同じに、一緒にという話もございましたけれども、別々に建設したいということで、今大ヶ口で屯所を建設する場所がないかということで、復興推進課のほうといろいろ協議を重ねているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 前向きな回答ありがとうございます。署長言うとおりですよ。本当に団員、いかなるときも消防の精神にのっとって活動します。本当に消防のとき、火事、いろいろな災害が起きたときには、誰か一人か二人いればいい。そして、現場に行ったときにはみんな集まる。つまり、誰かがそばにいる場所、そういう部分で必要な場所だと思っております。消防署がそこにあるから、その空き地があるからそこに置く、そういう考えでなく、消防団も地域の人々と一緒にそれに溶け込んで、地域に愛されているということが消防団だと思っております。1分団2部も、前は町方の松ノ下地区にありましたけれども、地域の皆さんと溶け込んでいたということですけども、場所は変われど、今度は大ヶ口地区にも皆さんと一緒にやっていきたいという心がけはありますので、その心がけを潰さないように、しかとよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） きのう芳賀議員の質問の中で、今の非常勤の消防団に対して、10万円ぐらいの予算云々かんぬんという町長のお話がありました。ちょっと聞くと、ああいいなあという、それで喜んでいる議員もあつたやに思いますけれども、しかしどうだろうかなという思いがします。1分団は3部まで、2分団は2部、3分団は3部、4分

団、5分団と混ぜこぜ、そういうまさか沿岸だけの分団だけではないだろうし、それこそ小鎗から金沢を含めたさまざまな分団にも、例えばやる場合にはやらなければならないだろうし、私はそういうやり方よりも、逆に出動手当なら出動手当をふやすことがあっても、餅まきじゃないけれどもさ、ただ分団に補助金じゃないけれどもそういうやり方というのは、一見楽しく見えるけれども、後々大変なことが出てくるんじゃないかなと、そういうふうに思っています。正直な話ね。

その地域の分団によっては、今の指導手当から何からを全部分配していると言えればあれなんだけれども、そういう分団が実際にあるんですよ。いろいろな手当を。そして、何か集まって飲むときは返して賄うと、そういうこともあるし、また、例えば3分団の場合は、いろいろな今最近総合演習というのは花ももらわないからだけれども、そういうので賄いながら地域と懇談会を催したり、さまざまやっています。それが結構実際的にはお花をもらった、そういうお金でやっているんですけども、みばあのは町長に言うのもいいけれどもね、本当にそれがいいのかなということは、これは疑問視が出来ますので。例えば出動手当を上げるというのであれば私はわかりますけれどもね、ただただそういうふうなばらまきのやり方はいかがなものかなと私は実際的に思っていますが、その辺の考え方、これからもね、1部、2部、3部、4部、5分団まであるんだよという考えの中で物事を判断してほしいということです。

○議長（阿部六平君） 消防の補正とは関係ないようですねけれども、町長、答弁。

○町長（碓川 豊君） 私、この春先に消防団の施設回りをして、消防団の幹部の人たちと話し合いをしながら、そして、消防団のさらに幹部の人たちを集めて懇談をいたしました。その中で、やはりそういう活動費というふうなものが必要だという話もありました。というのは、消防団によっては、出動手当あるいは報酬等もらったものを出して、その団の維持運営あるいは修繕費等に使っているということがありました。これはやはり出動手当というのは、その出動手当という報酬であって、修繕費等はむしろ大槌町から出さなければならない性格のものだというふうに思っています。したがって、修繕費等に出動手当を出すということではなくて、町から消防団、分署ごとに10万円程度という話をしたわけですが、やはりその額で維持管理というのは、やはり町がもつのが本来の姿ではないのかなというふうに思っています。その額等がどういう、その額がいいのか、これをさらに検討したいと思いますが、いずれ出動手当も、いわば今回の震災を契機として多くもない、そして山林火災等があった場合、拘束される時間もかなり長いと

ということ等々を考えて、その出動手当を維持管理だとか修繕費等に回すことはいかかなものなのかなという気持ちもありましたので、そういう考え方で前向きな発言をしたということでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 町長さんが言うのもわかるのね。私も消防団で30年近く勤めました。もちろん報酬ももらった、出動手当ももらった、その中で全部賄ってきた経験で物を言っているんですけども、実際的に我々がやっていることはたこ飼、自分の手足を飲んだり食ったりしているものの集まりとか、そういうことでやるだけですけども、そういう山林の火災でも何でも長期にわたるそういうときも実際あります。しかしながら、今までの我々の経験からいって、例えば10日出ても、10日出動しても10日分でないんですよ。予算がないからといって3日分で終わるとか、それが現実なんです。だから、報酬は報酬で分団長以下クラスによって下がってきますけれども、それはそれなんですけれども、私が言うならば、どうせやるならばそういうところの報酬とか出動手当のほうで金を上げたらどうかということを行っているんですよ。実際的にね。屯所の財政で設備の維持管理だからというわけではなく、実際的に屯所でも何でも、やれば、本部のほうに申請すれば、ちゃんと町長たちも、先はどうだかわからないけど昔はちゃんと屯所を見て歩いて、何が不足しているとか、そういうようなことをやりながらやったものなんですけれども、私は逆にそういう維持管理はお願いすれば物が出てくるのではないかなと、そういうふうに思っていました。だから、そういう思いがある、消防団の思いがあるならば、逆にそういう報酬だとか出動手当をもう少しかさ上げしていただければなという。現実には、私さっき言いましたけれども、出動手当、報酬を分けている分団もあるんですよ。そして、何か集まる時には、その中で会費3,000円でも5,000円でも出しながら飲み会でも何でもやるというそういうところもある。そういうさまざまな矛盾点があるものだから、そういうところを精査しながらやっていければなと、そういう思いで私は言っています。反対じゃないですよ。反対じゃないですけども、そういうことを、全体の町の消防団を見ながらやってほしいという意味の意見です。

○議長（阿部六平君） 10款教育費。1項教育総務費。

16ページ。2款小学校費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ここで質問させていただきます。

けさの新聞報道で、不登校、それからいじめの問題が取り上げられておりました。当

町において、その辺の数字的なものももしかめているのであれば、教えていただきたいと思います。

それからもう1点が、きのう、阿部俊作議員のほうから、小中学校建設に当たっての用地買収の合意の割合がどのくらいあるのかという、合意に至っているのかということで答弁の中で9割の方からというお答えがありました。その後、実はきのうの昼休みに、議員控室のほうに。

○議長（阿部六平君） 東梅議員さん。補正予算に関係のあるところを、補正でありますので。（「だめですか」の声あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）

進行します。3項中学校費。4項総合教育費。社会教育費。5項保健体育費。

15款復興費。2項復興推進費。進行します。6項復興土木費。7項復興都市計画費。

8項復興用地建築費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ここは災害公営住宅の部分なので質問させていただきます。

災害公営住宅、大ヶ口地区、屋敷前、完成して入居。大変スピーディーに建設されて入居して、入った人たちは大変喜んでいてという現実がある中で、実はここの議場で私も確認させていただきましたけど、前の町営の大ヶ口住宅に住まわれていた人たちが今回の震災で浸水をしました。それで、自分たちで自力で改修をして、そして住まわれていたと。新しい公営住宅を建てるために仮設のほうに移転をさせられたと。そういう事実があったので、ここで確認を私がとったのを記憶しております。その人たちは、優先的に新しくできた公営住宅に、大ヶ口にできる公営住宅に入れるんですねということを確認とったら、優先的に入れてという答弁があったので、私は安心をしておりました。ところが今回、仮設を回る中で、一部の方から、何の音沙汰もない、それからまだ入居に至っていない、でも埋まったんだよねという話も聞かれました。一体その人たちにどうアプローチをして、その入居に至らなかったのか、その辺の経緯をお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 一般の議会でも申し上げましたけれども、第三者機関ということで検討委員会を15名で組織した中で、優先枠という項目の中に旧居住者ということがあります。ただ、今議員指摘の従前お住まいの方に個人的には、私が把握している限りでは回っておりません。一般公募という中で優先枠を募集しております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ということで、一般公募して優先枠なわけですから、その人たちにすれば、入れるものだという意識の中で、なかなか役場のほうから出される要件を理解してない町民の方もおられるわけですね。その辺やっぱりきちっと町民の方と意思の疎通を図りながら進めていかないと、その人たちが希望するところに住めなくなってしまうという現実があるわけです。その部分があるので、今後例えばその人たちはどうしようかという部分もあると思います。もちろん次の希望を出せばいいんですけども、待っている可能性もあるわけです。その辺も含めて、やっぱりきちっと被災者の人たちに寄り添う形で希望を聞いていかなければいけないのではないかと思います。その辺、よくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 災害公営住宅について質問させていただきます。

風評とか何かで、町内あちこちで話も出るし、議員の中でも話が出ましたけれども、この災害公営住宅について、不備な点があったように言われておりますけれども、それについてどのように把握しておりますか。

○議長（阿部六平君） 用地建築課長。

○用地建築課長（西迫三千男君） 環境整備の問題もございますけれども、私が把握している中では、立ち上がった公営住宅について、できるだけ今後の公営住宅に反映させたいということではいろいろな声を聞いております。例えば、大ヶ口の身障者4世帯については、入り口が暗い、あるいは車椅子の充電設備が十分でない、あるいはぬれ縁のほうにも出たいということでもございました。費用の問題もございますので、いろいろ検討した結果、なかなか出しにくい部分もございますので、たまたま私が声をかけさせていただいた方には、この反省を次につなげたいということでもご理解いただきたいということで、私の範疇ではそういう形で処理しております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 災害公営住宅に入った人で、入った中から部屋から出たと、そういう人はいませんか。例えば入居した方で、ちょっとここが作りがどうでこうでということを出た人はいないでしょうか。移った人があるかないか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤本 隆君） 入居の際に、審査した結果、入居されずに辞退された方はおられますけど、一旦入居されて出ていった方は現在のところ把握しておりません。

いてはりません。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 安渡地区の津波復興拠点整備、点検整備事業。これ減額が、予算から半分以上減額されているのですが、この原因は何でしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 津波の復興拠点の用地費の買収、これについて全面的にこの事業の中で用地買収をする予定で予算をとっていたのですが、既に防集事業のほうで買収を進めておりますので、そちらのほうの予算でやりなさいということで復興庁のほうから指示がありまして、その分はもう今回、津波の拠点のほうの用地費でなくて防集のほうの事業の用地費のほうで買収するというところで、津波のほうからは今回落とさせていただいているというところでございます。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） そうすると、防集の予算のほうで全体の用地買収を行うと。それで防集の予算の中で間に合うということで解釈してよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 大半は防集のほうの予算で買えるんですけど、防集で買えない部分、例えば住宅以外の分ですとか、そういったものはこちらのほうの津波のほうで予算を確保していますので、残りの、減額した残りの分でそちらのほうは買収するということになっておりますので、予算的には防集の予算、それから津波の予算で全て買収はできるということになっています。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） わかりました。それでもう一つ、この買収の防集、あるいは区画整理地区内、これの用地買収はどの程度進んでいるのか、その防集と区画整理地区内と別々に教えていただきたいんですが。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 防集の移転もとのほうは、約39%買収ができております。それから、区画整理のほうの後継用地だとか、そのために先買いをする部分ですが、原価買収と言っておりますけれども、これについては78%ほど買収が進んでおります。ただ、移転先の、防集のほうの移転先の団地については、まだ手続で難航しておりますので、ちょっとまだこれについては用地買収が進んでいないというところでございます。

（「今の安渡だ。地域のパーセンテージですか」という声あり）そうです。すいません。今は安渡地域だけだったんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 岩崎議員の続きですけれども、安渡地区で区画整理の部分78%。78%ということは、あとパーセンテージで買う部分もあるということに私は感じますが、実際にはどうなんですか。区画整理の中で、私は土地を売りたいという方がいるんですけども、町のほうでは要らないと言った部分はないですか。それをお聞きします。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 地区によっては、もう既に用地買収が、売りたいという方のその意向を聞いておりますので、その方の用地を全部買収するというのであれば、もう100%のめどがついていますので、新たに売りたいという方については、今のところは買う予定はありませんということでお断りをしている部分があります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 防集のところは39%、区画整理は78%。78%というものは、100%であって買うことじゃないということの答弁に聞こえますけれども。いいですか。言っている意味、私の言っている意味は78%なら、あとパーセンテージ幾らか買う部分があるんでしょうということ聞いてる中を、買う方向にはありませんということは、私の聞いている部分と違うんじゃないですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 現在のところ78%を契約をしたと。あと残りの方についても、買う相手がもう大体決まっていますので、新たに売りたいという方についてはお断りをさせていただいているということがあります。既にもう買い取り100%にする予定にしていますので、あと残りの方はもう当てがあるという、要するにあと残りの方については既に話をしていますので、それ以上に売りたいという方についてはお断りをさせていただいているということがあります。ということです。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 聞き方、やっぱりあの、どっちが悪いのかわかりませんが、私が悪いんですかね。それもあれですけども、じゃあこの78%という言い方だけ、もうほとんど100%ですよ、売り買いとか、その先を見越して、100%だよと言ってもらえば私も助かりましたけれども。

そこで、防集のほうの話もお聞きしますけれども、防集で39%ということで、区画整理の部分にもし売る部分があったならば、それも100坪、200坪ということがあった場合には、防集の部分を区画整理に入れるということは町方でもやっていますけれども、安渡でも可能なはずなんですけれども、その場合はそれを実施いたしますか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 安渡の場合、安渡の区画整理の中に移りたいという方は非常に少ないということで、一応今の高台のほうへ、要するに災害危険区域の中で買い取りをした方については、高台のほうの防集団地のほうへ移るという予定で今用地買収を進めておりますので、区画整理の中にそういう防集団地をつくるということは、一応今のところは想定は、安渡地区については想定しておりません。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 引き続き、今の続きだけれども、その22%について、78%の逆の話だ。その22%については、確実に購入できるんですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） あと残り22%の方については、一応のめどはついて、話もしていますので、その方については手続を今進めておりますので、それが全部済めば全て100%買い取る予定になっております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 話をしてるでなくさ、了承を得て事を進めているんですかと私は聞いているんですよ。話をしていると言え、また質問するのがこれで2回目だからね。契約済みでもう話がついているのかと聞いているわけさ。22%については。それを、22%の人が、もし例えば、いや話はされているけれども売らないとなったら大変な話でしょう。そこを今聞いているんですよ。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） すいません。説明が申しわけなくて済みません。足りないと思います。

一応、区画整理の中で売りたいという方、あと残りの22%の方については、もう相手は決まっておりますので、その方とこれから契約するという準備を今進めておりますので、その中では、例えば相続の問題ですとか、抵当権の問題がありますので、今その手続をしているということで、例えば今議員さんおっしゃられるように、もし気がかわっ

でもう売らないということになれば、新たに別の方の用地買収をしないといけないということになると思います。とりあえず言えることは、今のところはそういう買い取りを対象として、相手から売りたいということで同意はもらっていますので、その方のほうへ契約する手続で今進めているというところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 小松君と金崎君の話は、そこら辺は大体100%という感覚なんだけれども、防集のほうは40弱だけれども、その辺のそれでとまっているという原因は何なのか、見通しはどうか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 移転元の、災害危険区域のほうは、一応買い取り対象の方に全て通知をして、売りたいという希望は聞いているのですが、その手続をするのに、今非常に町の職員も少ないということもありまして、特段急ぐ方から順番に買っているということなので、時間はまだかかるかなと思いますけれども、売っていただけるということの意向は聞いておりますので、それは順次進めていけば、買い取り希望の方については全て買っていただけるかなというふうには思っています。特段今のところは、こちらから積極的にちょっと時間的とか、人手の問題もございまして、積極的に災害危険区域のほうの39%をどんどん促進するよりは、移転先の団地のほう、あるいは区画整理のほうの買収に今重点的に人員を割いて、そちらのほうの作業を進めているというところでございますので、まだ移転元のほうの率についてはそんなには上がっていないという状況になっておるというところでございます。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 全て一緒にやっていけば本当は一番いいんだけど、実際的には今言うように、職員が足りないといえればそれまでで終わってしまうけれども、やっぱり自立再建とかさまざまな人たちがいるわけですよ。その辺のところも鑑みながら、物事をもう少し進めていってもらえなばという思いで今質問しているんですけどもね。もちろんわかります。人手が足りないというのはわかりますけれども、それでも待っている人たちもいるということがあるものだから、その辺のところをもう少し、皆さんから聞き取りしながらやっていければと。一日でも早い復興を願うという、そういう意味です。

○議長（阿部六平君） 進行します。11項復興社会教育費。12項復興支援費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 今、元町方地域で区画整理事業なり産業集積ということで、今営業している人たちを旧役場庁舎後ろに移す作業になっているわけですが、実は、この中の1軒の方からお電話を頂戴いたしまして、相談をされたわけです。実は、店舗部分のものは用意された。店舗部分はそこで営業できるのだが、実は財産を置くところがない。それで、役場のほうにお願いに行ったら、無理だというふうに言われた。果たしてこの復興に協力するために立ち退きをするのに、役場は協力してくれないのか。私たちは一生懸命、個人的にもあちこち倉庫を探したけど、こういう大槌町の現状の中で、倉庫も見つけれない。また、自分でプレハブを用意しても、建てる場所もない。その辺何とかならないものかということで相談をされました。その人は被災をされて、たまたま3階が残って、そこに財産が残ったわけです。唯一残った財産です。これを捨てたくないわけですよ。だから、今現在仮設に住まわれているけど、仮設に持っていくこともできない。仮設も今の生活で手いっぱい。広く部屋をとっているわけではない。この辺何とかならないものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 移転のことで、一応店舗用地は確保しておるんですけども、それ以上に家財とかそういった備品について非常にあるということでは、そういった方についてどういう対応をするかというのは、具体的にそこまで私も把握はしておりませんが、そういう方に関しても、何らかの形で移転をするためにはどうしても確保しないとイケないということであれば、何らかの形で対応しないとイケないのかなというふうに思っていますので、それはまたその方なりとご相談をさせていただかないと移転はできませんので、その辺はこれからそういった荷物の置き場所あるいはそういう仮場所をどこかに見つけるということについては、早急に相談に乗っていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） それで、これはきちっと協議をされた上で、やっぱり残った財産です。被災を逃れた唯一の財産。中身を聞いたら、仏壇もある。そういったものもあるということで、その辺に置いておくわけにもいかないということなわけです。ぜひそういう被災者の方が、この区画整理事業内の事業に対して協力をしたいという思いで動くわけですから、最大限の支援をしていただきたいと思います。どうでしょう。その辺できないですか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） この事業の中で移っていただくとなれば、そういった用地というか、そういった場所、あるいは確保できないということであれば、施行者、要するに移転をしていただくために施行者側の責任としてはそういったものを確保しないといけないということがありますので、何らかの形ではそういう場所を見つけるなり、あるいはそういったことのあることをするなり、何らかの形では対応するということが必要かと思っておりますので、そういったことは事業の中で対応していきたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第100号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第7号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第101号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第101号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、議案第101号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。

第1表繰越明許費です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、事業名、社会資本整備費交付金事業、金額4,200万円は、15節工事請負費のうち大ヶ口地区に整備する工事の一部において、年度内の完成が難しいため来年度に繰り越すものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第101号平成25年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第102号 平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第102号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第102号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて、その内容をご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用。補正予定額340万5,000円の増。計2億238万9,000円。第1項営業費用。補正予定額340万5,000円の増。計1億7,054万3,000円。これは、ポンプ施設修理費の増額。給水人口の増と電気料金の値上げによる動力費の増額及び満期量水器取りかえ費用に要する給水費の増額であります。

第3条、予算第4条本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,841万4,000円を7,498万5,000円に、当年度損益勘定留保資金6,134万9,000円を5,803万9,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額57万円を59万6,000円に、減債積立金1,649万5,000円を建設改良積立金88万4,000円及び減債積立金1,546万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入。補正予定額457万5,000円の増。計4億4,769万7,000円。第4項負担金。補正予定額457万5,000円の増。計607万5,000円。これは、復興事業に伴い必要となった消火栓設置工事に係る一般会計からの負担金の増額であります。

支出。第1款資本的支出。補正予定額114万6,000円の増。計5億2,268万2,000円。第1項建設改良費。補正予定額114万6,000円の増。計4億4,278万7,000円。これは、消火栓設置撤去工事及び量水器購入費用の増額であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ。収益的収入及び支出。進行します。資本的収入及び支出。進行します。

4ページ。平成25年度大槌町水道事業会計新計画。進行します。平成25年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行します。負債の部。進行します。

7ページ。資本の部。進行します。

8ページ。収益的収入及び支出。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 水道事業の所長さん、ちょっとお伺いしておきますけれども、水道本管が、それこそ引くならば200万まで補助しますよというお話がありましたようですね。実際的にどのくらいその200万が使われているんだか。これは補正だからなんだけれども、それでもそれがどのくらいになっているんだか、またないのか。例えばない場合は、何が不足ということはないけれども、何が都合が悪いからなのか、そこら辺のところがありましたらひとつお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 現在、ちょっと件数は今資料を持っていませんけれども、200万以上の実際の工事を行っている家庭もあります。その中補助額は、あくまでも本管から家の入り口までということで、その距離が長いところに関しましては、最高200万の補助をするわけですが、たしか200万以上の補助をしているところは、2件か3件あったと思います。それ以外の部分に関しましては、50万程度とか30万程度の補助をしているということになっております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） せっかく200万なら200万までは補助しますよとなっているから、例えば100万だから、50万だから、それは近いから要らないんだとかさ、そういうことがあっていいのかなと、逆に、そういうところこそ逆に補助出してるから、やってやっ

たほうが、私から言わせれば。とにかく200万だから200万以上でなければだめなんだと。ならば200万出しますよと。そういう考え方は、ちょっと私腑に落ちないなと思っていきます。例えば50であろうと70であろうと、いいじゃないですか、それは。以下ならば。

○議長（阿部六平君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） すいません。私では言葉足らずで申しわけございません。

実際の工事金額が、本管から家のところまでが、例えば70万かかったと。そうすれば70万の補助になります。実際200万は余しているわけですがけれども、実際かかったのが70万ですので、70万の補助を出しているということになります。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） あなたも吉里吉里で、私も浪板だから、どっちかといえば言葉が足りずとかさ、余り言えない部分があるね。だから、ほんとはツータラカーでわかるような人間ではないけれども、私も学力的にまだまだ低いものだから、そのようなところは勘弁してください。

○議長（阿部六平君） 収入。支出。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第102号平成25年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後2時01分

○

再 開

午後2時48分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

○議長（阿部六平君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま議案1件及び請願審査報告書1件が追加提出されました。会議規則第22条の

規定により、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第103号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長(阿部六平君) 追加日程第1、議案第103号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

野崎重太議員には退場していただきます。

(12番 野崎重太君 退場)

○議長(阿部六平君) 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(碓川 豊君) 議案第103号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員が欠員となっていることから、新たに野崎重太氏を選任いたしたく、地方自治法第196条1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

野崎氏の経歴につきましては、記載のとおりでありますので省略させていただきます。任期につきましては、地方自治法第197条の規定より、議員の任期によることとなります。

よろしく願い申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

議案第103号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(阿部六平君) ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番里館裕子君及び9番金崎悟朗君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部六平君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させていただきます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます。

職員の点呼に応じ順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(点呼、投票)

○議長(阿部六平君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の8番里館裕子君及び9番金崎悟朗君の立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。

○事務局長(滝澤康司君) 報告いたします。

投票総数 11 票

有効投票 9 票

無効投票 2 票

有効投票中

賛 成 9 票

反 対 0 票

○議長(阿部六平君) 投票数11票、有効投票9票、無効2票、有効投票中賛成9票、反

対ゼロ票であります。

以上のとおり賛成者が多数でありますので、よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(阿部六平君) 野崎重太君、入場をお願いします。

(12番 野崎重太君 入場)

○

追加日程第2 請願審査報告

○議長(阿部六平君) 追加日程第2、請願審査報告を議題といたします。

請願第8号緊急時災害避難所施設・大柁橋改修について、産業建設常任委員長の報告を求めます。東梅康悦委員長、ご登壇願います。

(産業建設常任委員長 東梅康悦君 登壇)

○産業建設常任委員長(東梅康悦君) 請願第8号緊急時災害避難所施設・大柁橋改修について、審査結果を報告いたします。

本請願につきましては、今期定例会において付託されておりましたが、12月10日に委員会を招集し、慎重に審査いたしました。源水、大ヶ口地区には、津波災害時の避難施設が必要であるとともに、大柁橋は老朽化し、幅も狭く、住民そして車が安全に運行するためにも早急な改修が必要と思われることから、当委員会はこの採択することに決定いたしました。審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(阿部六平君) お諮りいたします。

本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

請願第8号緊急時災害避難所施設・大柁橋改修についてを採決いたします。

請願第8号緊急時災害避難所施設・大柁橋改修についてを採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

以上で、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

よって、平成25年第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでした。

閉 会 午後3時03分

上記平成25年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員